

## ジェンダー平等社会の実現のための諸制度整備を求める意見書（案）

誰もが尊厳をもって生きられる社会の実現を求め、多様な家族のあり方を認める制度を作る機運が高まっている。性の多様性を認め合い、性的マイノリティへの差別をなくし、尊厳をもって生きることを求める運動が年々大きくなっている。社会のあらゆるところから女性差別をなくし、誰でも人間らしく生きることのできるジェンダー平等社会、性差による差別のない社会に向けて本格的に歩み出すことが必要である。

女性差別撤廃条約が国連で採択されてから40年余りが経過している。しかし、2020年の世界経済フォーラム報告書では、日本は男女平等のレベルを示すジェンダー平等ギャップ指数は、153か国中121位であり、これまでで最低となっている。

ジェンダー平等社会をどう実現するのかが国際社会において問われている。

よって、国におかれては、民法・労働法などにかかわる法改正・制度改正を行い、誰もが働きやすく、生きやすいジェンダー平等社会の実現のため、下記の事項に取り組まれるよう強く求める。

### 記

1. 経済分野において、同一労働同一賃金の原則を関係法令に明記し、男女の賃金格差を是正すること。
2. 夫婦同姓を法律で義務づけているのは日本だけであり、選択的夫婦別姓を承認し法整備をすること。
3. 多様な家族のあり方を認め、同性婚を実現すること。
4. 各種ハラスメントに対して、ILOが一昨年に採択した「労働における暴力とハラスメントを除去する条約」の早期批准に向けて、ハラスメントを包括的に禁止する国内法制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月29日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣